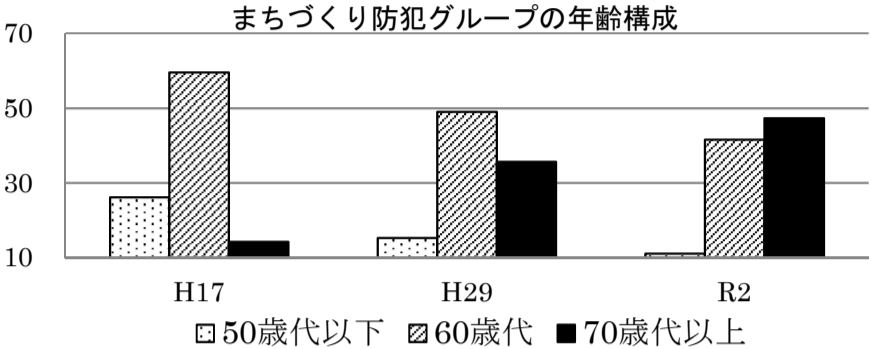
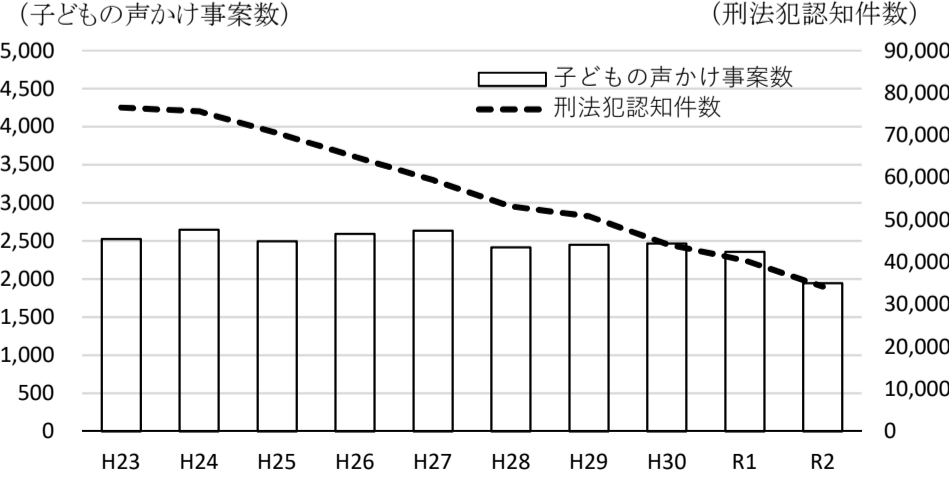


次期計画に向けて検討すべき課題

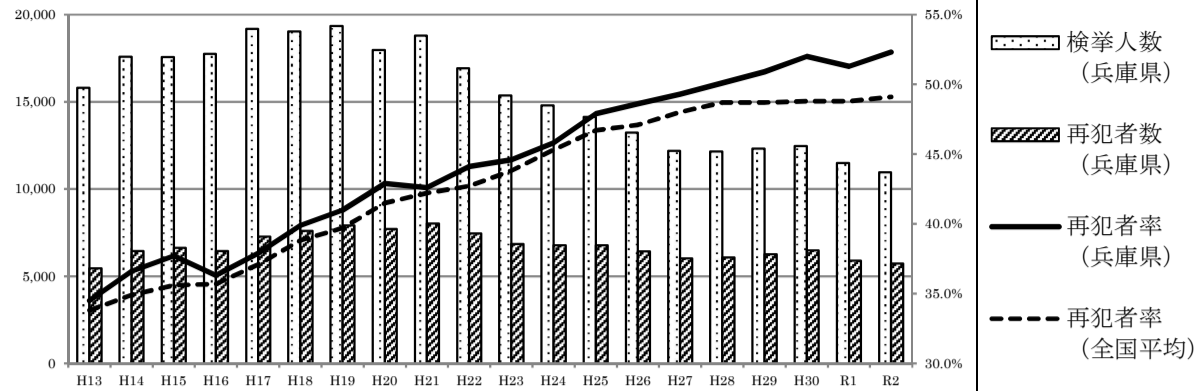
第5期計画	現 状	課 題	次期計画における取組方向
<p>行動1 みんなで安全安心な地域をつくる</p> <p>行動2 地域の防犯力を高める</p>	<p>●まちづくり防犯グループ参加者の高齢化(70歳代が中心に) まちづくり防犯グループアンケートから ・令和2年度のグループの構成年齢は60歳代以上が全体の88.9%となり平成17年度から12年間で15.1%増加。特に70歳代以上が33.0%増(①14.3→②47.3)と大幅増加。 ・62.3%のグループが活動の継続に人員確保が必要と回答。</p>  <p>●まちづくり防犯グループの減少 グループの新規結成もあるが、防犯活動担い手の高齢化によるグループの解散や、近隣グループとの統合等により、グループ数は減少傾向。 (H30) 2,310グループ (R1) 2,284グループ (R2) 2,205グループ</p> <p>●まちづくり防犯グループの堅調な活動状況 コロナ禍にも関わらず、身近な活動を継続するグループが多い。 防犯パトロールの実施 (H25) 83.4% → (H29) 70.2% → (R2) 81.0% 子どもの見守り活動の実施 (H25) 73.2% → (H29) 65.4% → (R2) 60.1%</p> <p>●活動に関するやりがい 活動にやりがい・おもしろさを感じている。(H29) 65.8% → (R2) 71.2% 地域住民から感謝されたり、声をかけられたりしたとき(53.6%)、安全安心なまちづくりに寄与している感じたとき(39.9%)にやりがい等を感じている。</p> <p>●元気な高齢者の参画状況 高齢者大学等で地域防犯講座を実施し、受講生に地域での見守り活動への参加を促したが、実際の見守り活動には結びついていない。 [防犯講座参加者] R1: 319名、R2: 350名</p>	<p>●参加者の高齢化の進行</p> <p>●まちづくり防犯グループの減少(グループの解散によるカバーできない地域の発生)</p> <p>●元気な高齢者の参画促進</p>	<p>●新たな担い手の育成 若い世代を始めとする県民への情報発信を工夫し、参加を呼びかけ ・大学と連携とした学生が参加する場の確保 ・女性が参加する場の確保 ・企業(社員)の参加促進</p> <p>●ちょボラの普及促進 ・若い世代が趣味を兼ね、気軽に行える見守り活動(ランニングパトロール等) ・高齢者が無理なくできる見守り活動</p> <p>●自治会、学校(PTA)、防犯協会など運営基盤が堅固な組織との連携 ・若い世代の役員等としての参加促進</p> <p>●防犯グループが活動しやすい環境づくり ・防犯活動用具の配布・整備の充実</p> <p>●防犯活動の活性化を促進 ・地域安全マップ研修や防犯研修会などを通じた地域における安全への認識を共有する機会づくり</p> <p>●防犯グループへの顕彰の充実</p>
<p>行動3 子どもが安全に安心して暮らせる地域をつくる</p>	<p>●グループへの支援 不審者対応訓練や研修会等の支援をしているが、利用は低調 グループから情報提供の要望(地域の犯罪発生状況、犯罪手口と対策、支援補助情報、他団体の活動の好事例・失敗例、人材情報等)</p> <p>●「子どもを守る110番の家・店・車」の一部形骸化 【まちづくり防犯グループへのヒアリングから】 ・「子どもを守る110番の家」については、実質的に機能していないという声が多く聞かれた。 〔主な理由〕 ・名簿は毎年更新されているが、ほぼ寝たきりの高齢者一人暮らしの家も登録されているなど、実際には活動できない家も含まれている。 ・110番の家の掲示は以前からあるが、居住しているかどうかよくわからない家が散見される。 ・地域内で110番の店・車をほとんど見かけない(個人経営店舗の減少)</p> <p>●未成年者に対する声かけ事案等の高止まり 性犯罪等の前兆ともみられる声かけやつきまとい等はコロナ禍による外出自粛もあり令和元年、2年は減少しているが、刑法犯認知件数が大幅に減少するなか、依然、高い水準にある。</p> 	<p>●利用しやすい支援策の提供</p> <p>●「110番の家・店・車」制度の所管が市町によって異なる。県・県警・市町・学校・PTA等との連携が必要。</p> <p>●「110番の家」の確保 機能する110番の家を地域ごとに確保する必要がある。</p> <p>●「110番の店・車」の確保 地域の見守り環境を充実するため事業者の協力が必須</p> <p>●子どもの見守り体制の堅持</p>	<p>●県、県警、学校(PTA含む)が連携した実地研修等を受講しやすいしくみづくり</p> <p>●地域防犯に役立つ情報の提供</p> <p>●機能する「110番の家」の各地域での確保</p> <p>●事業者の参加促進(110番の店・車の増加)</p> <p>●子どもが「110番の家・店」を現地確認する機会の確保</p> <p>●子どもへの安全教育の徹底 ・体験型の防犯訓練・防犯教室の受講促進 ・子どもと地域住民との合同による安全点検など安全教育の促進</p> <p>●地域の子どもの見守り体制構築の支援 ・県、県警、学校が連携した取組の推進 ・子どもが被害者となる事件等を防ぐため、地域団体が行う訓練等への支援 ・110の家・店・車による抑止力の向上 ・防犯カメラの設置促進</p>

	<p>●SNS等の利用に起因する犯罪の被害少年の増加 SNS等の利用に起因する、児童ポルノ自撮り被害、児童買春、誘拐等の被害少年数が高止まりしている。</p> <p style="text-align: center;">SNSに起因する事犯の被害児童数(全国)</p>	<p>●青少年のインターネット利用対策や情報モラル啓発が必要</p>	<p>●青少年が利用する携帯電話・スマホへのフィルタリング利用促進</p> <p>●学校における情報モラル啓発</p>
<p>行動4 女性が安全に安心して暮らせる地域をつくる</p>	<p>●高止まりする強制性交等・強制わいせつの被害者数 刑法犯被害者数は大幅に減少するなか、強制性交等・強制わいせつの被害者数は増減を繰り返しながら高止まり</p> <p>(強制性交等・強制わいせつ被害者数) (人の犯罪被害者数)</p> <p>●ストーカー、配偶者等暴力(DV)に係る相談件数 配偶者等暴力事案にかかる相談件数は増加傾向が続いており、ストーカー相談は高止まり</p>	<p>●女性が被害者となる犯罪被害の高止まり 刑法犯被害者数が大きく減少する中、性犯罪被害やDV、ストーカー相談の件数は高止まり状況</p>	<p>●女性のための相談体制の整備 事案の深刻化や重大化を防止するため、早い段階で相談しやすい相談体制を整備</p>
<p>行動5 高齢者、障害者が安全に安心して暮らせる地域をつくる</p>	<p>●特殊詐欺被害の増加 被害件数は平成30年、令和元年に減少したが、令和2年は被害件数、被害金額とも大幅に増加した。被害者の8割が60歳以上の高齢者。</p> <p>(認知件数) (被害金額:百万円)</p> <p>●障害者権利擁護の推進 ・障害者差別解消相談センター等の相談件数 (①98件→②105件) ・障害者権利擁護センターへの通報件数 (①8件→②14件)</p>	<p>●特殊詐欺の多様化 常に変化する詐欺の手口について、高齢者への周知</p> <p>●障害者権利擁護の相談体制周知</p>	<p>●高齢者への情報提供の充実 ・県警と連携し、新たな手口等を即時に情報提供 ・高齢者が集まるさまざまな機会を活用して防犯講話等を実施 ・高齢者にわかりやすい方法を採用</p> <p>●水際対策の充実 金融機関、タクシー業者、近隣住民による高齢者等への積極的な声かけなど被害の水際防止対策の充実</p> <p>●障害者の権利擁護体制の推進 ・通報義務の徹底 ・障害者差別解消法理念の普及</p>

<p>行動6 犯罪被害者等の支援を充実する</p>	<p>●犯罪被害者等の支援に対する理解促進 殺人や強制性交等の犯罪被害者数は高止まっているなか、犯罪被害者への県民の理解が不十分（直接被害、精神的なショックや身体の不調、医療費など経済的負担、人々の無責任なうわさによる二次的被害など）</p> <p>(殺人・強制性交等の被害者数) (刑法犯被害者数)</p> <p>●被害者支援に関わる関係機関の連携 県警、県、市町、被害者支援センター、関係団体による情報共有や研修会の実施</p> <p>●相談体制の充実 犯罪被害者等支援ハンドブックの改訂、各種専用相談窓口の設置やカウンセラーによる相談体制を充実</p> <p>●犯罪被害者等の支援に特化した条例制定の広がり 県内では高砂市を除く40市町が犯罪被害者支援の特化条例を制定、市町独自の見舞金制度の創設など市町レベルでの犯罪被害者支援の取組が広がっている。また、都道府県レベルでも犯罪被害者支援の特化条例を制定する府県が増えている。 犯罪被害者支援の特化条例の制定状況 県内市町: (H29) 21市町→(R3)40市町、都道府県: (H29) 9→(R3) 32</p> <p>●性被害ケアセンター「よりそい」の運営 (H29～) 警察に相談できない性暴力被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化を防止するため、専用相談窓口を設置。</p> <table border="1"> <tr> <td>【相談件数】</td> <td>年度</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>件数</td> <td>266件</td> <td>426件</td> <td>340件</td> <td>534件</td> </tr> </table>	【相談件数】	年度	H29	H30	R1	R2		件数	266件	426件	340件	534件	<p>●犯罪被害者支援について普及啓発 ・県民、市町、県、関係機関の理解の深まり</p> <p>●支援の充実 ・市町による被害者支援メニューの充実 ・支援体制の確立</p> <p>●「よりそい」の運営基盤の確立 ・広報の充実（若年層等への広報） ・男性被害者への対応 ・相談体制の確立 ・メール・SNS相談への対応 ・関係機関の連携 ・休日夜間の対応</p>	<p>●広報啓発活動の促進</p> <p>●途切れのない支援に向けた関係機関等との連携強化 ・関係機関のネットワークの強化 ・市町との連携と役割分担 ・多様な機関による相談窓口等の充実</p> <p>●「よりそい」の円滑な運営 ・広報対象の焦点化と対象に合わせた広報手法の工夫 ・人材育成（専門知識・スキル） ・メール・SNS相談への対応 ・関係機関との連携による支援の充実（こどもセンター、女性家庭センター、医療機関） ・休日夜間対応の国コールセンターの利用による、切れ目ない支援体制の整備</p>
【相談件数】	年度	H29	H30	R1	R2										
	件数	266件	426件	340件	534件										
<p>行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する</p>	<p>●再犯防止関係機関連絡会議の設置 国、更生保護関係団体、県、市町など34関係機関からなる再犯防止関係機関連絡会議を平成25年度に立ち上げ、情報共有や連携を強化</p> <p>●就労支援（県独自事業） ・保護観察対象者等定着支援事業の実施（H25～） NPO法人 兵庫県就労支援事業者機構に委託して、就労支援員による協力雇用主の拡大、啓発シンポジウムの開催、就労相談などを実施 ・刑務所出所者等雇用導入促進事業の実施（H27～） 保護観察対象者（仮釈放者）や満期出所者を雇用する協力雇用主に対して、国の奨励金に上乗せした人件費補助を行い、雇用へのインセンティブを強化 ・保護観察対象者等就労支援プログラム事業(H30～) 保護観察対象者等の就職に必要な知識・技能等の習得や就職活動を支援。 ・入札・契約制度における社会貢献評価指数を加点（H25～） 入札・契約制度の「技術・社会貢献評価制度」において、事業者が保護観察対象者等を雇用、または雇用した下請事業者を活用した事業者に対し加点を実施。</p> <p>●福祉支援（地域生活定着支援事業） ・矯正施設退所者支援（出口支援） 矯正施設からの退所後、自立生活を営むことが困難な高齢者・障害者に対し、出所後に地域で安定した生活ができるよう、面談による福祉ニーズの把握、帰住先の市町との調整（必要な福祉サービスの受給準備等）、受入先の住居・施設等の斡旋等を実施。 ・被疑者・被告人支援（入口支援） 被疑者・被告人等で起訴猶予等による釈放後、自立生活を営むことが困難な高齢者・障害者を保護観察所・検察庁等司法機関等と連携し、福祉サービスにつなぐ</p>	<p>●再犯防止対策の充実 ・再犯率が全国平均を上回る</p> <p>●出所者の雇用促進 ・協力雇用主を増加</p> <p>●出所者の住居確保の支援策が不十分</p> <p>●触法高齢者・障害者への福祉的支援の充実 ・入口支援の確立</p> <p>●関係機関との連携 （保護観察所、矯正施設、コレック、福祉法人、NPO等）</p> <p>●市町の取り組みの促進</p>	<p>●就労支援の充実 ・職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実 ・協力雇用主への支援の充実</p> <p>●保健医療福祉サービスの充実 ・入口支援の円滑な実施 ・司法関係機関と保健医療福祉関係機関の連携の強化 ・薬物依存症者（家族含む）への支援体制の強化</p> <p>●住居確保の支援 ・住宅セーフティネット法に基づき、犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓とその賃貸人に対する支援</p> <p>●関係機関との連携強化 ・国、更生保護関係団体、関係機関等との情報共有、ネットワーク強化 ・市町との連携体制の構築</p> <p>●広報啓発活動の推進 ・社会を明るくする運動の推進 ・薬物依存症治療に関する広報・啓発の実施 ・事業者への雇用協力の働きかけ</p>												

●再犯者率（検挙者に占める再犯者の割合）

兵庫県の再犯者率は増加傾向にあり、全国平均を上回る状況。



●出所者を雇用する事業者は少ない

協力雇用主登録数 821 (R3) (参考：県内民間事業所数 215, 192)
出所者を雇用する雇用主 27 社、雇用者数 37 人
コレワーク西日本で就労状況 (参考：コレワークへの受刑者登録数約 7, 000 人)
県内企業からの相談件数 149 件、就職成立数 9 件

●満期出所者の再犯率が高い

満期釈放者の再犯率が仮釈放者の再犯率の 2 倍以上に上ることから、法務省は再犯防止推進計画加速化プラン (令和元年 12 月) を策定、満期釈放者対策の充実強化を打ち出している。

行動 8
安全で安心な住みやすい環境をつくる

●事業所における防犯対策

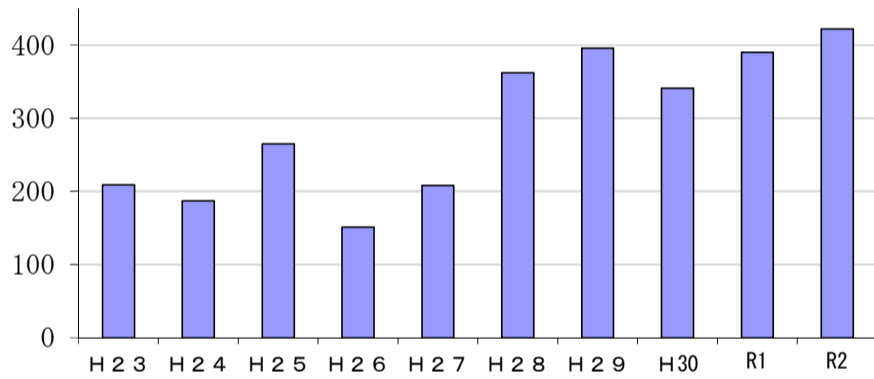
防犯点検・改修の実施、警察等との連携、地域社会の安全確保への貢献、事業所内の防犯体制の整備等の役割を担う防犯責任者の設置に努めたが、微増に留まる。

H30 : 9, 035 人 R1 : 9, 037 人 R2 : 9, 031 人

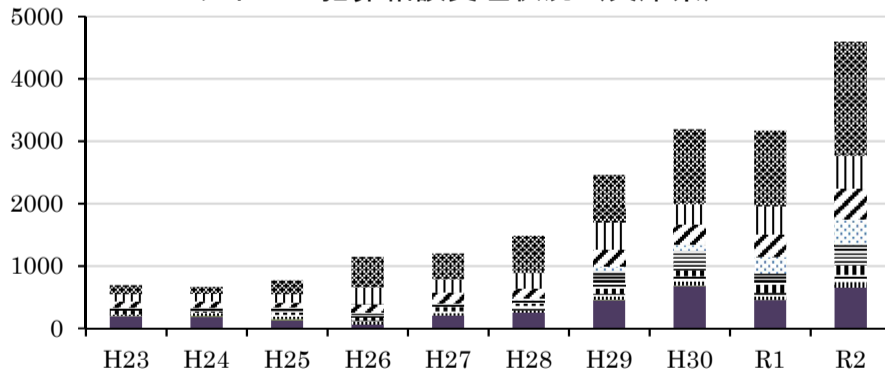
●サイバー犯罪被害の増加

不正に入手した、他人のパスワード、ID、クレジットカード情報、金融口座の暗証番号等を、コンピュータやインターネットを利用して悪用するサイバー犯罪が増加している。

サイバー犯罪の検挙状況 (兵庫)



サイバー犯罪相談受理状況 (兵庫)



- 詐欺、悪質商法等による被害に関するもの
- 不正アクセスによる被害、ネットセキュリティに関するもの
- 名誉毀損、誹謗中傷、脅迫、個人情報の流出
- クレジットカード番号盗取等クレジット犯罪被害に関するもの
- 迷惑メール、スパムメールによる被害
- インターネットオークション被害に関するもの
- コンピュータウイルスによる被害に関するもの
- 違法なホームページ・掲示板等の通報、取締り要望
- その他

●ひょうご地域安全 SOS キャッチ電話の相談件数 (H25～) の増加

従来から割合の高い特殊詐欺などの消費生活分野が増加するほか、労働、雇用、医療分野などの新型コロナ関連の相談も増加した。

[相談件数]

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	397	305	257	119	161	210	249	348

●事業所の防犯活動への参加が少ない

●インターネット上に潜む危険性やその対処方法の周知

●SOS キャッチの活用促進

●事業所の防犯活動への参加促進

- ・子どもの登下校時の見守り活動への参加
- ・110 番の店・車への参加
- ・業界団体の機関誌等を活用した社員等への防犯意識の醸成

●サイバー犯罪被害防止学習会の開催
●サイバーパトロールの強化

●通報の日 (2 月 4 日) の周知など広報の強化

